

○筑波大学科目等履修生等の授業料等に関する規程

〔平成17年3月24日〕
 法人規程第34号
 改正 平成17年法人規程第47号
 平成19年法人規程第40号
 平成19年法人規程第58号
 平成21年法人規程第22号
 平成22年法人規程第31号
 平成23年法人規程第24号
 平成24年法人規程第 3号
 平成26年法人規程第 3号
 令和 元年法人規程第41号
 令和 2年法人規程第 9号
 令和 2年法人規程第66号
 令和 5年法人規程第 4号
 令和 6年法人規程第50号
 令和 6年法人規程第55号

筑波大学科目等履修生等の授業料等に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第72条に規定する科目等履修生等の授業料等、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第79条に規定する科目等履修生等の授業料等、筑波大学公開講座規則（平成17年法人規則第35号。第8条において「公開講座規則」という。）第8条第1項に規定する講習料、筑波大学学位規程（平成16年法人規程第48号。第9条において「学位規程」という。）第7条第1項に規定する学位論文審査手数料及び筑波大学における特別の課程の編成に関する規則（平成21年法人規則第3号。第8条の4において「特別の課程規則」という。）第10条に規定する受講料に関し必要な事項を定めるものとする。

(検定料、入学料、授業料及び学修料の額)

第2条 学群学則第72条第1項及び第2項並びに大学院学則第79条第1項及び第2項の法人規程で定める科目等履修生及び研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、次の表のとおりとする。ただし、学長が必要と認める場合は、別に定める額とする。

区 分	検 定 料	入 学 料	授 業 料
科目等履修生	9,800 円	28,200 円	1 単位 14,800 円
研 究 生	9,800 円	84,600 円	月 額 29,700 円

2 前項の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の科目等履修生及び研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料	入 学 料	授 業 料
科目等履修生	100 リンギット	—	1 単位 970 リンギ

			ット
研 究 生	100 リンギット	——	月 額 970 リンギ ット

3 学群学則第72条第3項の特別聴講学生並びに大学院学則第79条第3項の特別聴講学生及び特別研究学生の法人規程で定める授業料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料
特別聴講学生	1 単位 14,800 円
特別研究学生	月 額 29,700 円

4 前項の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の特別聴講学生の授業料の額は、1単位当たり970リンギットとする。

5 大学院学則第79条第4項の法人規程で定める学修料の月額は、3,380円とする。ただし、当初の受入れである場合は、身分証明書発行費として1,000円を、学修料の月額に受入れ月数を乗じて得た額に加算するものとする。

6 第6条の2に定める場合において納付を要しない学修料には、前項ただし書の身分証明書発行費を含まないものとする。

(科目等履修生及び研究生に係る検定料の納付を要しない場合)

第3条 学群学則第72条第1項及び大学院学則第79条第1項の法人規程で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 科目等履修生又は研究生となることを志願する者が、学群学則第18条の2に規定する国費外国人留学生若しくは日韓共同理工系学部留学生である場合又は大学院学則第16条第2項に規定する国費外国人留学生である場合若しくは学長が特に定める場合
- (2) 研究生となることを志願する者が、現職教育のため任命権者の命により派遣される公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教職員（次号において「派遣教職員」という。）である場合
- (3) 現に研究生である者（第1号に規定する国費外国人留学生及び日韓共同理工系学部留学生である場合、学長が特に定める場合並びに派遣教職員である場合を除く。）が、通算して2年以内の研究期間において、前年度に引き続き研究生となることを志願する場合
- (4) その他学長が特に定める場合

(科目等履修生及び研究生に係る入学料及び授業料の納付を要しない場合)

第4条 前条の規定（授業料にあつては、第3号及び第4号の規定を除く。）は、学群学則第72条第2項及び大学院学則第79条第2項の法人規程で定める場合に準用する。

(特別聴講学生に係る授業料の納付を要しない場合)

第5条 学群学則第72条第3項及び大学院学則第79条第3項（特別聴講学生に係る部分に限る。）の法人規程で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 特別聴講学生が、他の国立大学の学生である場合
- (2) 特別聴講学生が、他の国立大学の大学院の学生である場合
- (3) 特別聴講学生が、筑波大学（以下「本学」という。）との間において大学間相互単位互換協定又は大学間交流協定若しくはこれに準ずるものにより特別聴講学生に係る授業料が相互に不徴収とされている他の大学等の学生である場合

(4) その他学長が特に定める場合

(特別研究学生に係る授業料の納付を要しない場合)

第6条 大学院学則第79条第3項(特別研究学生に係る部分に限る。)の法人規程で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 特別研究学生が、他の国立大学の大学院の学生である場合
- (2) 特別研究学生が、本学との間において大学間特別研究学生交流協定又は大学間交流協定若しくはこれに準ずるものにより特別研究学生に係る授業料が相互に不徴収とされている他の大学の大学院の学生である場合
- (3) その他学長が特に定める場合

(学修料の納付を要しない場合)

第6条の2 大学院学則第79条第4項の法人規程で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻を修了後、最初に実施される司法試験の合格発表日の属する月の末日までの期間である場合
- (2) その他学長が特に定める場合

(授業料の納付時期)

第7条 学群学則第72条第2項並びに大学院学則第79条第2項及び第3項の規定にかかわらず、研究生の研究予定期間又は特別研究学生の研究指導を受ける予定期間が、入学年度の翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の授業料にあっては、その年度内の研究予定期間又は研究指導を受ける予定期間に係る授業料の全額を、当該年度の当初の月に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の研究生の研究予定期間が、入学する日の属する期間(学群学則第42条第1項本文に規定する1年の期間をいう。以下この項において同じ。)の次の期間以降にわたる場合の次の期間以降の授業料にあっては、その期間内の研究予定期間に係る授業料の全額を、当該期間の当初の月に納付しなければならない。

(公開講座の講習料の額)

第8条 公開講座規則第8条第3項の法人規程で定める公開講座の講習料の額は、5時間までは5,600円とし、5時間を超えるものについては、5時間増すごと(5時間未満の端数については5時間とみなす。)に1,500円を加算した額とする。ただし、学長が必要と認める場合は、別に定める額とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群が実施する公開講座の講習料の額は、5時間までは180リングットとし、5時間を超えるものについては、5時間増すごと(5時間未満の端数については5時間とみなす。)に50リングットを加算した額とする。

(特別の課程の受講料の額)

第8条の2 特別の課程の受講料の額は、1時間当たり1,050円とする。ただし、学長が必要と認める場合は、別に定める額とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群が編成する特別の課程の受講料の額は、1時間当たり30リングットとする。

(特別の課程に係る受講料の納付を要しない場合)

第8条の3 特別の課程規則第10条の法人規程で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 特別の課程が授業科目であり、かつ、当該特別の課程の履修者が本学の学生又は科目等履修生として当該授業科目を履修する場合
- (2) その他学長が特に定める場合

(学位論文審査手数料の額)

第9条 学位規程第7条第1項の法人規程で定める学位論文審査手数料の額は、申請1件につき57,000円とする。

(既納の授業料等)

第10条 納付された検定料、入学料、授業料、学修料(身分証明書発行費を含む。)、公開講座の講習料、特別の課程の受講料及び学位論文審査手数料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を返付することができる。

- (1) 検定料について、出願が受理されなかった又は出願しなかった場合 検定料に相当する額から別に定める手数料を差し引いた額
- (2) 公開講座の講習料について、災害その他やむを得ない事由又は本学の都合により中止した場合 講習料に相当する額(公開講座開始の前日までに辞退の申出があったときは、講習料に相当する額から別に定める手数料を差し引いた額)
- (3) 特別の課程の受講料について、特別の課程開始の前日までに辞退の申出があった場合 受講料に相当する額から別に定める手数料を差し引いた額
- (4) その他返付すべき事由があると認められる場合は、事由に応じ、相当する額又は相当する額から別に定める手数料を差し引いた額

(雑則)

第11条 この法人規程に定めるもののほか、科目等履修生等の授業料等、公開講座の講習料、学位論文審査手数料及び特別の課程の受講料に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平17.7.21法人規程47号)

この法人規程は、平成17年7月21日から施行する。

附 則(平19.6.28法人規程40号)

この法人規程は、平成19年6月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学科目等履修生等の授業料等に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平19.12.20法人規程58号)

この法人規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平21.3.26法人規程22号)

この法人規程は、平成21年3月26日から施行し、改正後の第1条(特別の課程に係る部分

に限る。)、第8条の2、第8条の4及び第10条(特別の課程に係る部分に限る。)の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平22.5.12法人規程31号)

この法人規程は、平成22年5月12日から施行し、改正後の筑波大学科目等履修生等の授業料等に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平23.3.24法人規程24号)

この法人規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平24.2.23法人規程3号)

この法人規程は、平成24年2月23日から施行する。

附 則(平26.1.30法人規程3号)

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令元.12.26法人規程41号)

(施行期日)

1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 ビジネス科学研究科法曹専攻を修了した者に係る改正後の第6条の2の規定の適用については、同条中「人文社会ビジネス科学学術院」とあるのは「ビジネス科学研究科」とする。

附 則(令2.1.23法人規程9号)

1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度及び令和3年度における学修料の月額、この法人規程による改正後の第2条第3項本文の規定にかかわらず、2,790円とする。

附 則(令2.10.22法人規程66号)

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令5.2.16法人規程4号)

この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令6.5.30法人規程50号)

この法人規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則(令6.6.27法人規程55号)

この法人規程は、令和6年6月27日から施行する。